

香川県条例第37号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事等の損害賠償責任の一部免責) 第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員<u>又は監査委員</u> 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(知事等の損害賠償責任の一部免責) 第3条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の海区漁業調整委員会の委員の行為又はこの条例の施行の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員の同日以後の当該任期中の行為に基づく損害賠償責任については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。